

「運航監理官のしごと」

はじめに

海上運送の秩序を維持し、海上運送事業の健全な発達を図る目的で昭和二十四年に制定された海上運送法は、制定後、船舶の大型化・高速化等近代化が図られ、昭和四十年代、本格的な大型長距離フェリーの就航を見るに至り、見直しを余儀なくされ昭和四十五年旅客航路事業の安全面を中心に法改正が行われました。

法改正の骨子は、運航管理制度、輸送の安全確保命令制度、免許基準、旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止規定、の

四点を中心に行われましたが、その制度の機能を十二分に発揮させ、安全行政を更に推進するため運輸本省、地方運輸局に設置された職務が「運航監理官」であり、総合事務局には昭和五十年に設置されました。

しごと

1 旅客を運送する事業の許可及び事業計画変更認可に係る安全上の審査に関すること。

具体的には、各々の航路毎に使用する旅客船がその構造、設備、性能等においてその航路の自然的性質、風速、波高、視程等の気象、海象)に適合しているか、

けい留施設(岸壁、棧橋、ボンツーン等)、その他の輸送施設(可道橋、人道橋、待合室、営業所、

駐車場等)の構造、設備能力等が当航路の輸送需要の性質に(利用者)が主に観光客か、通勤・通学生体か、又は自動車航送を伴うか等)適応しているか否かを審査する。

2 運航管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。(の審査及び改善・指導に関すること。運航基準

運航管理規程に基づき、航路毎に船舶の運航に関する基準を明確にすることにより航海の安全を確保する。(発航・入港の中止等の基準を規定する。)

3 運航管理規程に基づき、各航路毎の作業に関する基準を明確にし、輸送に関する作業の安全を確保する。(陸上・船内作業体制、乗下船作業、旅客の遵守事項等を規定する。)

4 運航管理規程の運用基準を明確にし、事故処理を迅速、適切に実施し、人命の安全を確保することにも事故の原因等を究明し、将来の安全運航に資する。

5 旅客船の運航管理に関する監査、指導に関すること。(使用船舶、事

業場等に臨んで帳簿書類等の検査をする。)

6 旅客船の事故の原因調査、運航開始前の安全確認検査等、旅客船による輸送安全確保の監督に関すること。

終わりに

以上、「運航監理官のしごと」について述べましたが、未然に事故を防ぎ旅客船の安全運航を推進するための監督業務が主です。

また、先の海上運送法改正(平成十二年十月一日施行)により、今まで法の規制対象外にあつた五トン未満、旅客定員十二名以下で、

旅客の運送をする小型船舶等も利用者の安全確保のため運航管理規程、運航管理者の選任届出の義務等が課せられた。今回の改正は輸送サービスの多様化・高度化に対応し需給調整を廃止し運賃規制を緩和しましたが、安全面の規制は一段と厳しくしています。

